内閣総理大臣指示

- 平成 14 年 6 月 7 日 - 第16回経済財政諮問会議

今月下旬に予定される、いわゆる「骨太の方針—第2弾(仮称)」の取りまとめに当たり、私の考えを明らかにしておきたい。

(税制改革について)

今次税制改革については、先ず第1に、「包括的かつ抜本的な税制改革」とする必要がある。この税制改革には、平成15年度から着手し、「改革と展望」の期間内(18年度まで)に完了することとしたい。なお、時限的な政策税制を行なう場合も、税制改革全体との整合性を保つ必要がある。

第2に、「経済社会の活力」を最重視する。グローバル化の中で日本経済の競争力を強化し、雇用を創出していくためには、企業活動の活発化が大前提となる。 実効税率の引き下げと課税ベースの拡大が重要である。

第3に、「すべての人が参画し、負担し合う公正な社会」をつくる必要がある。 「広く薄く」等の理念の下、税制改革に取り組み、個人や企業の多様な選択に 歪みを与えない税制を構築していく。また、国民にわかり易い簡素で透明な税 制としていく必要がある。

第4に、「財源なくして減税なし」を基本とする。税制改革の財源は、原則として国債に依存しない。税制改革は歳出改革と一体となって行い、財政収支を中期的に改善していく。

また、国と地方双方が歳出削減努力を加速しつつ、必要な行政サービス・歳 出水準を見極めるとともに、経済活性化の進展状況及び財政状況を踏まえ、「改 革と展望」の期間内に必要な税制上の措置を判断することとしたい。

(地方行財政改革について)

地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。具体的には、地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、私が主導し、各大臣に責任を持って検討していただき、年内を目途に結論を出したい。

これを踏まえ、国庫補助負担金(以下、補助金という)、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を今後1年以内を目途にとりまとめたい。

この改革案においては、補助金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行なう。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行なうかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する補助金の対象事業の中で引続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

さらに、現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や 地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後 は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目 指す。

また、改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みをお願いしたい。

(社会保障制度改革について)

社会保障制度改革については、その第1弾として、医療制度改革を実行した。 関連法案は国会審議中であるが、早期成立と実施に全力をあげる。

今後も医療制度改革を継続するとともに、物価動向等を反映した給付の見直し、 年金制度改革をはじめとする改革に取組む。16年に予定される年金制度の改 革に向け、経済財政諮問会議としては、当面、将来にわたって持続可能な制度 の構築、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」など社会の変化に対応した制 度への変革、世代間・世代内の公平、給付と負担のバランス等、年金制度改革の 論点を明確にするとともに、6月以降も引続き検討を行なっていく。

(歳出改革について)

「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するために、歳出改革、すなわち、 歳出の質の改善及びそれと一体となった歳出の削減・合理化を加速する必要が ある。このため、諮問会議を活用しつつ、私が基本方針を示した上で、各大臣 が責任を持って各省庁の政策・歳出を「根元」から変革する。

14年度予算においては、歳出全体を5兆円削減し、2兆円を重点7分野に回した。15年度予算においては、重点分野について、経済活性化効果やそれぞれの分野に関する政策効果の観点等から具体的に絞込み、一層メリハリの効いた予算編成を行う。また、国・地方を通じて総人件費の抑制に取組むとともに、全ての分野で歳出改革を加速することにより、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に14年度の水準以下に抑制することを目標とする。また、地方財政計画の歳出を抑制することにより地方交付税を抑制する。これらの努力により国債発行額をできる限り小さくする。

道路等の「特定財源」については、長期計画や今次税制改革と一体的に、その 在り方を見直し、可能なものは平成15年度から具体化する。なお、これら諸 税の税率については、これらの税が有する種々の環境改善効果などに十分配慮 し、決定する。

(経済活性化戦略について)

我が国経済の再生を図るには、構造改革特区を含め規制改革を推進することなどにより、民間の知恵と活力を引き出すことが不可欠である。

「経済活性化戦略」については、前回の諮問会議で審議された最終案をもとに 6月中に政府の方針を決定する。その上で、総合科学技術会議、IT戦略本部 等をはじめとする関係機関、関係府省が協力して、迅速かつ徹底して施策を推 進し、経済財政諮問会議が中心となってフォローアップを強力に行なうなど推 進体制を整備する。

(終わりに)

以上が私の基本的考え方である。「骨太の方針第2弾」の取りまとめに向け、諮問会議における議論をさらに精力的に行なっていきたい。